

第 69 回

職員の給与等に関する報告および勧告

令和 元 年 10 月

福 井 県 人 事 委 員 会

写

人 委 第 1 4 4 号
令和元年 10 月 4 日

福井県議会議長 田中 宏典 様
福 井 県 知 事 杉本 達治 様

福井県人事委員会
委 員 長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報

告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月「平成 31 年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第 1 表に示すとおり、在職者数は、13,194 人であって、これら在職者の平均年齢は 41.8 歳であり、また、その男女別構成は男 57.3%、女 42.7%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の 6 種 9 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料 328,764 円、扶養手当 9,691 円、地域手当 5,361 円、計 343,816 円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料 350,694 円、扶養手当 8,574 円、地域手当 6,076 円、計 365,344 円である。

第 1 表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表 区 分		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
平均 給 与 月 額	給 料	328,764	314,999	391,361	368,419	346,071	482,672	306,887	309,280	318,660	350,694
	扶養手当	9,691	11,413	9,778	6,841	8,973	16,264	5,567	3,809	3,000	8,574
	地域手当	5,361	4,708	5,650	5,321	5,074	81,477	4,394	4,395	4,503	6,076
	計(円)	343,816	331,120	406,790	380,580	360,118	580,413	316,848	317,484	326,163	365,344
在職者数(人)		3,411	1,731	2,063	4,483	282	148	260	796	20	13,194
性別 (人)	男	2,315	1,563	1,160	1,996	210	122	110	86	3	7,565
	女	1,096	168	903	2,487	72	26	150	710	17	5,629
学歴 (人)	大 学	2,450	1,072	1,914	4,381	273	148	185	244	12	10,679
	短 大	337	25	67	102	8		74	543	8	1,164
	高 校	621	634	81		1		1	9		1,347
	中 学	3		1							4
平均年齢(歳)		42.0	37.2	44.8	42.8	40.7	43.8	38.2	37.6	37.4	41.8
平均経験年数(年)		20.3	16.0	22.3	20.2	17.8	20.5	15.9	16.0	14.7	19.7

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成 27 年 4 月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。
- 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。
- 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第 4 表までについて同じ。)
- 4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は5,233人で、全職員の39.7%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人（受給職員平均では2.1人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,574円（受給職員平均では21,619円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	5,233	39.7	0.8 〔受給職員 平均では 2.1〕	8,574 〔受給職員 平均では 21,619〕
扶養親族 1人	1,703	12.9		
2人	1,920	14.6		
3人	1,229	9.3		
4人	331	2.5		
5人	40	0.3		
6人以上	10	0.1		
扶養手当非受給職員	7,961	60.3		
計	13,194	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は2,025人で全職員の15.3%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,671円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分			該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
			人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員			2,025	100.0	
内 訳	借家 ・ 借間	手当月額11,000円以下の受給者	5	0.3	25,671
		手当月額11,000円を超え27,000円未満の受給者	736	36.3	
		手当月額27,000円の受給者	1,284	63.4	

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,097人で全職員の84.1%を占めており、その内訳は交通機関等利用者639人(5.8%)、交通用具使用者10,188人(91.8%)、併用者270人(2.4%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,635円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)はいない。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,866人(88.9%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

区 分 通勤方法	該 当 職 員			受給職員平均 手当月額(円)
	人 員(人)	割 合(%)		
受 給 職 員 計	11,097	100.0		
交通機関等利用者	639	5.8	(100.0)	10,635
55,000円までの者	639	5.8	(100.0)	
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)	
交通用具使用者	10,188	91.8	(100.0)	12,063
自転車	308	2.8	(3.0)	
原動機付自転車等	14	0.1	(0.1)	
自動車	9,866	88.9	(96.8)	
併 用 者	270	2.4	(100.0)	15,259
55,000円までの者	270	2.4	(100.0)	
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)	

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民 間 の 給 与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 413 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 116 事業所を対象に、「平成 31 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 4,238 人および研究員、医師等 54 職種の 433 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 40.3%（昨年 36.7%）、ベースアップを中止した事業所は 5.0%（同 7.4%）、ベースダウンを実施した事業所は 0.0%（同 0.0%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 92.2%（昨年 84.8%）となっている。昇給額が、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は 35.1%（昨年 21.5%）、減額となっている事業所の割合は 0.0%（同 2.7%）、変化のない事業所が 57.1%（同 60.6%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	40.3	5.0	0.0	54.7
課 長 級	27.7	11.2	0.0	61.0

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	92.2	92.2	35.1	0.0	57.1	0.0	7.8
課 長 級	84.3	84.3	11.0	2.9	70.3	0.0	15.7

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	12,377 円
配 偶 者 と 子 1 人	17,599 円
配 偶 者 と 子 2 人	21,913 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	46.4
支 給 し な い	53.6
借家・借間住居者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

3 職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

(1) 月例給

前記の「平成 31 年福井県職員給与実態調査」および「平成 31 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第 9 表に示すとおり、民間給与が職員給与を 383 円（0.11%）上回った。

第 9 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民 間 給 与 (A)	359,838 円
職 員 給 与 (B)	359,455 円
較 差 (A) - (B)	383 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.11%

(2) 特別給

「平成 31 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 10 表に示すとおり所定内給与月額 4.49 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数 4.45 月を上回っている。

第 10 表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員
平均給与月額	下半期 (A1) 355,464 円 上半期 (A2) 354,597 円
特別給の支給額	下半期 (B1) 796,214 円 上半期 (B2) 798,337 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 2.24 月分 上半期 (B2/A2) 2.25 月分
年 間 の 合 計	4.49 月分

(注) 下半期とは平成 30 年 8 月から平成 31 年 1 月まで、上半期とは平成 31 年 2 月から令和元年 7 月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ0.2%の上昇となっている。

また、家計調査（総務省）の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ125,750円、158,930円、192,100円、225,260円となった。

（参考資料第16表、第18表）

(2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.1ポイント改善して2.4%（季節調整値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月と比べ0.03ポイント上昇して1.63倍（季節調整値）、福井県では昨年4月と比べ0.04ポイント上昇して2.09倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第18表）

5 人事院の報告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告するとともに、給与の改定について勧告し、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約55万人の個人別給与を実地調査(完了率87.9%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 387円 0.09% [行政職(一)…現行給与 411,123円 平均年齢43.4歳]
[俸給 344円 はね返し分(注) 43円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月(公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を1,500円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定(平均改定率0.1%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

(2) 住居手当

公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円）

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.50月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和元年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.30 月（改定なし）
	勤勉手当	0.925 月（支給済み）	0.975 月（現行 0.925 月）
2年度以降	期末手当	1.30 月	1.30 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

- ・月例給：平成31年4月1日（住居手当については令和2年4月1日）
- ・ボーナス：法律の公布日

3 給与制度における今後の課題

職員の職務・職責や専門性の重視、能力・実績の反映等の観点からの取組を引き続き推進。民間企業における定年制の状況等を踏まえながら、給与カーブの在り方について検討

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

1 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

採用試験の申込者数が減少してきている中、多様な有為の人材を確保するため、各府省等と連携しつつ、受験者層に応じた施策を展開。人材確保をめぐる諸課題の幅広い検討が必要

(2) 人材の育成

管理職員のマネジメント能力向上や若手職員・女性職員のキャリア形成支援のため、引き続き、専門的な知見を活かした研修を実施

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人材育成の観点も踏まえて人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう各府省を支援。分限処分に關する運用の徹底など必要な取組を実施

2 勤務環境の整備

(1) 勤務時間等に関する取組

- ・ 本年4月から、超過勤務命令の上限等を設定。制度の運用状況を把握し、必要に応じて各府省を指導。関係機関と連携しつつ、各府省における長時間労働の是正に関する取組を支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援制度の周知、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成
- ・ 心の健康づくりの推進、過労死等防止対策の推進

(2) ハラスメント防止対策

現在開催している有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」での議論の結果も踏まえて、新たな防止策を措置。セクシュアル・ハラスメント対策の充実・強化

(3) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。非常勤職員休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設

3 障害者雇用に関する取組

障害者選考試験、合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等をこれまで実施。本年秋にも同選考試験を実施するほか、各府省の適切な選考等を引き続き支援

4 定年の引上げ

昨年8月の本院の意見の申出を踏まえ、定年の65歳への段階的な引上げを実現するための措置が早期に実施されるよう、改めて要請

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を383円(0.11%)下回っていることが判明した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.49月で、職員の年間平均支給月数(4.45月)が民間事業所の特別給を0.04月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員の給与制度および人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回る事となったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

獣医師については、その採用が困難な状況が続いており、家畜伝染病の予防・まん延防止や食の安全・安心の確保など、その担うべき業務に支障が生じることがないように、他の都道府県の状況を踏まえ、獣医師の初任給調整手当の引き上げ等による処遇の改善を検討し、人材確保を図る必要がある。また、住居手当については、人事院勧告を踏まえ、所要の改定を行う必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。

イ 改定の実施時期

これらの給与改定は、平成31年4月1日から実施することとする。ただし、住居手当の改定については、令和2年4月1日から実施することとする。

(2) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。

また、少子高齢化や厳しい人材確保競争の中で、多様で有為な人材を確保し、職員が意欲を持って働くことを可能とするためにも、重要な課題となっている。

昨年6月に働き方改革関連法が成立し、36協定で定める時間外労働の上限等が定められ、また、国家公務員においても、同様の対応がとられたところである。

本県においても、上記の民間労働法制の改正内容や国の対応を踏まえ、本年4月から、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間かつ1年について360時間とするなどの上限を設定したところであり、各任命権者においては、これらの上限時間の遵守を徹底するとともに、引き続き、超過勤務縮減に向けた取組を進めていく必要がある。

超過勤務時間の縮減に向けて、本県においては、全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）やライトダウンウィークの実施・拡充に加え、所属長による声掛けの徹底や定期的な副部長会議の開催による全職員の超過勤務の状況の把握や業務分担の見直しの協議など、任命権者による積極的な取組が行われ、一定の効果を上げている。

任命権者においては、引き続き、業務のスリム化・効率化などを進めるとともに、超過勤務の更なる縮減や適正な人員配置に取組む必要がある。また、業務の効率化を図るため、人工知能（AI）、パソコンの定型業務の自動化（RPA）などIT技術等を積極的に活用していくことが重要である。

職場管理者にあっては、自らが先頭に立って仕事の進め方の見直しを行うとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行うことが必要である。また、職員一人ひとりにおいても、タイムマネジメント意識・コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組む必要がある。このため、管理職員、一般職員それぞれに対する研修により、タイムマネジメント能力の高い職員を育成する必要がある。

また、年次休暇の取得促進については、各任命権者が策定している第3期特定事業主行動計画において、年次休暇の取得日数の目標値等が定められているところであるが、民間労働法制における時季指定の措置も踏まえ、実績の把握や休暇の計画表の活用等により、休暇を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。

（3）学校現場における教職員の負担軽減

総実勤務時間の短縮において、特に、学校現場を取り巻く環境は、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務の改善が課題となっている。

このため、文部科学省は、教員の業務負担の軽減を図ることは喫緊の課題であるとして、平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、昨年2月に「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を通知した。さらに、本年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定したところである。

教育委員会においても、上記文部科学省通知に基づき、本年2月に「福井県学校業務改善方針」および「部活動の在り方に関する方針」を策定したところであり、引き続き、学校や教員の業務の見直し、効率化の推進を図るとともに、学校や教員の業務改善が着実に行われるようフォローアップをしていく必要がある。特に、現在進めている学校運営支援員や部活動指導員などの外部人材の配置拡大による教職員の業務の負担軽減、校務支援システムの早期の全校導入による教職員の事務作業の効率化、部活動休養日の徹底等の部活動指導の負担軽減などについて、引き続き、強い取組姿勢を持って進めていくことが重要である。また、学校事務の共同

実施の機能強化や校務支援システムの活用等により、事務処理の効率化を図りつつ、事務職員の校務運営への参画をさらに進めていくことが必要である。

校長等は、率先して業務の見直しや効率化、合理化を図るとともに、校務支援システムにより教職員の勤務状況を的確に把握し、業務や勤務時間の割振りを適正に行うなど、リーダーシップをもって組織マネジメントを行い、教職員の負担軽減に努めていく必要がある。

(4) 職業生活と家庭生活の両立支援

本格的な少子高齢化を迎える中、男女が共に家庭生活や地域社会における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の多様で有為な人材の確保にもつながるものである。

各任命権者においては、「福井県女性活躍推進計画」および「第3期特定事業主行動計画」を策定している。これらの計画では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進の面からも、男性の育児参加が重要であることから、特に男性職員の育児参加を推進していくこととしており、配偶者が出産した際の2日以上以上の休暇取得や出産後1年以内での1週間以上の連続休暇取得を目標としている。任命権者においては、休暇制度等の趣旨や内容の周知徹底を図り、休暇・休業の取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めることが重要である。また、休暇・休業を取得する職員の業務を職場全体でサポートできるように職場環境を整えていくことにより、該当する職員が休暇・休業を取得できるようにすることも重要である。

さらに、昨年1月から試行しているサテライトオフィスの活用に加え、国や他の都道府県でも導入しているフレックスタイム制導入の検討など、育児や介護など、個々の職員の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を推進し、多様な人材の能力発揮を可能としていくことが必要である。

(5) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを継続的に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実など予防や早期対応のための様々な取組を行っている。特にメンタルヘルスの面においては、長期間療養している職員の円滑な職場復帰や再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、今後もこれらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。

職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更等に引き続き努める必要がある。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し早期に対処するセルフケアに努めることが必要である。

民間労働法制や国家公務員制度において、本年4月から医師の面接指導の対象が拡大されたことに伴い、各任命権者においても、同様の措置を行ったところである。引き続き、こうした医師による面接指導や「ストレスチェック制度」を十分に活用し、職員のメンタルヘルス不調

を未然に防止するとともに、職員におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげていくことが不可欠である。

（６）ハラスメントの防止

本年６月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、パワー・ハラスメントの定義が明確にされるとともに、事業主に対して、パワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられたところである。

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものである。

これまで各任命権者においては、相談窓口の設置、ハラスメント防止ハンドブックの策定など所要の対策を実施しているところであるが、現在国で議論されている新たな防止策の内容も踏まえながら、引き続き、適切なハラスメント防止対策の実施に努める必要がある。また、職場管理者にあっては、これらの内容に十分配慮し、職場秩序が良好に保たれているか日頃から目を配り、ハラスメントのない職場環境づくりに努めていくことが必要である。

（７）公務員の高齢期雇用

段階的な年金支給開始年齢の引上げにより、今後さらに再任用希望者の増加が見込まれることから、これらの職員の能力および経験を職務執行の中で一層活用していくことが必要である。

各任命権者においては、定年退職する職員が再任用を希望する場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで再任用することができるよう、当該職員の希望や能力、健康状態等を適切に把握するとともに、再任用職員の様々な能力や経験を生かせるよう、引き続き職域拡大などの検討をしていく必要がある。

また、人事院では、高齢層職員の能力および経験を本格的に活用することは不可欠であるとして、昨年の人事院勧告において、定年を段階的に６５歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、現在、政府において、その申出を踏まえて検討が行われているところである。さらに、本年の人事院勧告においても、改めて、定年引上げを早期に実施するよう、政府に要請したところである。

本県においても、国の検討状況や他都道府県の動向を引き続き注視していく必要がある。

（８）公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを強く認識し、公務の内外を問わず法令遵守を徹底していかなければならない。また、公務の執行者たる責務や公務の活動に要する費用は、原則として税金によって賄われていることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという高い倫理観・使命感を持って、自らの行動を律するよう努め、全力で職務に精励することが必要である。

そのためにも、各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、これまで以上に

職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが肝要である。また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努め、公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、職場における倫理観の向上に努めるとともに、公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。

(9) 地方公務員法等改正への対応

現在、公務においては、多様化する行政ニーズに対応するため、臨時・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態の職員を活用することが必要不可欠となっている。

このような中、平成 29 年 5 月に公布された「地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律」において、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことを受け、本県においても、本年 7 月に関係条例が整備されたところである。任命権者においては、他の都道府県の動向なども踏まえながら、来年 4 月の施行に向けて、円滑に新制度に移行できるよう、準備を進めていくことが必要である。

(10) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

（１）給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

（２）諸手当

ア 住居手当について

（ア）住居手当は、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対して支給すること。

（イ）職員が自ら居住するための借家・借間に係る住居手当の支給月額は、家賃の月額と 16,000 円との差額が 11,000 円以下の職員についてはその差額、その差額が 11,000 円を超える職員についてはその超える額の 2 分の 1 の額を 17,000 円を限度として 11,000 円に加算した額とすること。

なお、これに伴い所要の経過措置を講ずること。

イ 勤勉手当について

（ア）令和元年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。

b 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。

（イ）令和 2 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

b 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.15 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアおよびイの(イ)、2の(2)のイならびに3の(2)のイについては、令和2年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職 員 以外の 職 員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	300,600	342,600	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	303,000	345,200	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	305,300	347,700	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	307,700	350,300	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	310,000	352,800	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	312,300	355,400	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	314,700	357,800	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	317,000	360,400	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	319,200	362,900	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	321,400	365,500	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	323,700	367,900	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	325,900	370,500	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	328,100	372,400	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	330,100	374,900	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	332,300	377,200	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	334,500	379,700	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	336,400	382,100	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	338,600	384,800	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	340,600	387,400	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	342,800	390,100	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	344,600	392,500	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	346,600	394,800	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	348,600	397,000	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	350,600	399,400	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	352,300	401,200	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	354,300	403,200	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	356,100	405,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	358,000	406,900	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	359,900	408,800	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	361,800	410,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	363,800	412,400	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	365,700	414,300	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	367,700	416,100	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	369,600	417,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	371,600	419,100	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	373,600	420,700	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	375,100	422,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	376,900	423,600	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	378,700	424,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	380,300	426,100	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	382,100	427,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	383,500	428,600	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	385,000	429,900	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	386,600	431,100	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	388,000	432,300	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	389,200	433,100		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	390,400	433,900		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	391,500	434,700		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	392,600	435,300		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	393,800	436,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	395,000	436,700		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	396,100	437,400		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	396,800	438,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	397,500	439,000		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	398,200	439,400		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	398,900	440,100		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	399,500	440,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	400,100	441,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	400,600	441,400		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	401,000	441,800		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	401,400	442,200		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	401,700	442,600		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	402,000	443,000		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	402,300	443,300		

65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	402,600	443,600			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	402,900	444,000			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	403,200	444,300			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	403,500	444,600			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	403,800	444,900			
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	404,100				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	404,400				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	404,700				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	405,000				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	405,300				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	405,600				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	405,900				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	406,100				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	406,400				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	406,700				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	407,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	407,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	407,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	407,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	408,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	408,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	408,500				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	408,800				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	409,000				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	409,200				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	409,500				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	409,800				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	410,000				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	410,200				
94		294,900	342,600	381,500						
95		295,200	343,100	381,900						
96		295,600	343,500	382,300						
97		295,800	343,700	382,600						
98		296,100	344,100	383,100						
99		296,500	344,500	383,500						
100		296,900	344,800	383,900						
101		297,100	345,100	384,200						
102		297,400	345,500	384,700						
103		297,800	345,900	385,100						
104		298,100	346,300	385,500						
105		298,300	346,800	385,800						
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

警察職給料表

職員の 区分	職 員の 区 分 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職 員 以外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,000	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100			

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職 員 以外 の 職 員	1	160,000	204,000	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	400,300	474,000
	39	230,100	284,900	401,700	474,700
	40	231,900	286,900	403,100	475,400
	41	233,600	288,600	404,800	476,000
	42	235,300	290,900	406,200	476,700
	43	236,900	293,200	407,500	477,400
	44	238,500	295,700	409,000	478,100
	45	239,900	297,700	410,600	478,700
	46	241,200	300,100	411,900	479,400
	47	242,500	302,300	413,400	480,100
	48	243,700	304,900	415,000	480,800
	49	245,100	307,200	416,700	481,400
	50	246,600	309,600	418,100	
	51	247,800	311,900	419,700	
	52	249,300	314,100	421,200	
	53	250,400	316,300	422,900	
	54	251,600	318,300	424,400	
	55	253,000	320,300	426,000	
	56	254,000	322,300	427,600	
	57	255,300	324,200	429,100	
	58	256,300	326,300	430,600	
	59	257,400	328,400	431,800	
	60	258,600	330,400	433,000	
	61	259,900	332,500	434,200	
	62	260,900	334,600	435,500	
	63	262,300	336,800	436,800	
	64	263,400	339,000	438,000	
	65	264,700	340,700	439,200	
	66	266,100	342,900	440,400	
	67	267,500	344,900	441,600	
	68	269,100	347,100	442,800	
	69	270,500	348,900	444,000	
	70	271,800	350,800	445,200	
	71	273,100	352,800	446,400	
	72	274,400	354,800	447,600	
	73	275,500	356,400	448,700	
	74	276,700	358,300	449,300	
	75	278,000	360,100	449,800	
	76	279,000	362,000	450,300	

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職 員 以 外 の 職 員	1	160,000	175,800	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	375,400	451,700
	43	235,900	268,200	376,800	452,200
	44	237,500	270,400	378,300	452,700
	45	239,200	272,500	379,700	453,200
	46	240,700	274,700	381,300	453,700
	47	242,000	276,900	382,900	454,200
	48	243,400	278,800	384,400	454,700
	49	244,600	281,100	385,800	455,200
	50	246,000	283,000	387,300	
	51	247,400	284,900	388,800	
	52	248,600	286,900	390,200	
	53	249,700	288,600	391,400	
	54	251,100	290,900	392,700	
	55	252,300	293,200	393,800	
	56	253,300	295,700	394,900	
	57	254,500	297,700	396,300	
	58	255,700	300,100	397,500	
	59	256,800	302,300	398,700	
	60	258,000	304,900	400,000	
	61	259,400	307,200	401,200	
	62	260,200	309,600	402,200	
	63	261,400	311,900	403,600	
	64	262,300	314,100	404,900	
	65	263,300	316,300	406,100	
	66	264,700	318,300	407,200	
	67	265,800	320,300	408,400	
	68	267,100	322,300	409,500	
	69	268,700	324,200	410,500	
	70	270,200	326,300	411,700	
	71	271,500	328,400	412,900	
	72	272,900	330,400	414,100	
	73	273,900	332,500	414,700	
	74	274,900	334,600	415,500	
	75	276,100	336,800	416,200	
	76	277,100	339,000	416,700	
	77	278,300	340,700	417,000	
	78	279,400	342,600	417,400	
	79	280,600	344,300	417,800	
	80	281,800	346,100	418,200	
	81	283,000	347,900	418,500	
	82	283,900	349,700	418,900	
	83	285,100	351,100	419,300	
	84	286,300	352,900	419,600	
	85	287,200	354,100	419,900	
	86	288,100	355,700	420,300	
	87	288,800	357,200	420,700	
	88	289,800	358,700	421,000	
	89	290,800	360,000	421,300	
	90	291,700	361,300	421,600	
	91	292,600	362,700	421,900	
	92	293,400	364,100	422,100	
	93	293,700	365,600	422,300	
	94	294,400	366,900	422,600	
	95	295,100	368,200	422,900	
	96	295,900	369,400	423,100	
	97	296,700	370,400	423,300	
	98	297,500	371,400	423,600	
	99	298,300	372,400	423,900	
	100	299,000	373,400	424,100	
	101	299,900	374,300	424,300	
	102	300,400	375,300	424,600	
	103	300,900	376,300	424,900	
	104	301,400	377,300	425,100	
	105	301,600	378,100	425,300	
	106	302,000	379,000		
	107	302,300	379,900		
	108	302,500	380,900		
	109	302,700	381,700		
	110	302,900	382,700		
	111	303,200	383,700		
	112	303,500	384,700		
	113	303,700	385,300		
	114	303,900	386,200		
	115	304,100	387,100		
	116	304,400	388,000		
	117	304,700	388,800		
	118	305,000	389,500		
	119	305,300	390,300		
	120	305,600	391,100		
	121	305,800	391,700		
	122	306,000	392,500		
	123	306,200	393,200		
	124	306,500	393,900		
	125	306,800	394,500		
	126		395,200		
	127		395,700		
	128		396,300		
	129		397,000		
	130		397,600		
	131		398,100		
	132		398,600		
	133		398,900		
	134		399,200		
	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
	158		405,700		
	159		406,000		
	160		406,200		
	161		406,400		
	162		406,700		
	163		407,000		
	164		407,200		
	165		407,400		
再任用 職 員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、
教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの
給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職 員 以外の 職 員	1	146,300	195,600	281,800	332,400	404,200
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	406,900
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	409,700
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	412,400
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	415,300
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	417,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	420,700
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	423,400
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	425,900
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	428,600
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	431,200
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	433,800
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	436,200
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	438,800
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	441,400
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	443,900
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	446,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	448,600
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	451,100
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	453,600
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	455,500
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	457,600
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	459,700
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	461,700
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	463,600
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	465,500
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	467,500
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	469,500
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	471,300
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	473,200
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	475,200
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	477,200
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	478,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	480,500
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	482,100
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	483,800
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	485,300
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	486,400
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	487,700
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,900
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	489,800
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	490,700
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	491,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	492,700
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	493,500
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	494,300
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	495,100
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	495,900
	49	231,900	293,300	368,000	415,100	496,500
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	
	61	248,800	305,800	379,100	430,900	
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	
	74	263,500	318,600	388,600	439,900	
	75	264,700	319,700	389,200	440,400	
	76	265,700	320,800	389,900	440,900	
	77	266,800	321,900	390,600	441,400	
	78	267,900	322,900	391,200	442,000	
	79	269,100	323,800	391,800	442,500	
	80	270,000	324,700	392,400	443,000	
	81	271,200	325,800	393,000	443,500	
	82	272,500	326,600	393,600	444,100	
	83	273,800	327,300	394,200	444,600	
	84	275,000	328,100	394,800	445,100	
	85	276,100	328,600	395,300	445,600	
	86	277,200	329,100	395,800	446,200	
	87	278,500	329,600	396,300	446,700	
	88	279,700	330,100	397,000	447,200	
	89	280,500	330,400	397,400	447,700	
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職 員		217,500	258,700	283,500	325,900	380,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (一)

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
再任用	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
職 員	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
以外の	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
職 員	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	408,500	
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	408,800	
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	409,100	
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	409,300	
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用			188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800
職 員								365,000

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (三)

職員の 区 分	職員の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 任 用 員 職 外 員 職	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,000	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,600	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600	
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300	
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100	
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700	
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600	
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300	
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100	
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900	
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600	
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300	
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000	
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800	
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600	
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400	
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100	
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800	
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600	
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700		
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300		
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700		
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300		
62	250,200	276,000	315,300	342,900	376,300	427,800		
63	251,000	277,400	316,600	344,100	377,100	428,200		
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700		
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300		
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700		
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000		
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300		
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700		
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600			
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100			
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400			
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700			
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200			
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600			
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900			

	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400			
	95	282,800	315,700	349,100	366,800			
	96	283,800	316,300	349,700	367,100			
	97	284,400	317,000	350,100	367,700			
	98	285,200	317,300	350,500	368,200			
	99	285,800	317,900	351,000	368,700			
	100	286,700	318,600	351,400	369,200			
	101	287,500	319,000	351,900	369,800			
	102	288,300	319,600	352,300	370,300			
	103	289,100	320,200	352,800	370,800			
	104	289,900	320,800	353,200	371,200			
	105	290,600	321,200	353,500	371,800			
	106	291,100	321,700	354,000	372,300			
	107	291,600	322,200	354,400	372,800			
	108	292,100	322,700	354,700	373,300			
	109	292,300	323,100	355,200	373,900			
	110	292,600	323,500	355,700	374,300			
	111	292,800	323,800	356,200	374,800			
	112	293,200	324,100	356,700	375,300			
	113	293,500	324,500	357,200	375,900			
	114	293,700	324,900	357,700				
	115	294,100	325,300	358,200				
	116	294,400	325,600	358,600				
	117	294,700	325,800	359,000				
	118	295,000	326,100	359,400				
	119	295,300	326,500	359,900				
	120	295,700	326,700	360,400				
	121	296,000	326,900	360,800				
	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					
	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の職 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用 職 員 以外 の 職 員	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200	362,900
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400	365,500
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700	367,900
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900	370,500
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100	372,400
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100	374,900
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300	377,200
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500	379,700
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400	382,100
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600	384,800
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600	387,400
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800	390,100
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600	392,500
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600	394,800
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600	397,000
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600	399,400
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300	401,200
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300	403,200
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100	405,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	406,900
	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900	408,800
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800	410,600
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800	412,400
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700	414,300
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700	416,100
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600	417,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600	419,100
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100	437,400
	45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800	438,200
	46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500	439,000
	47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200	439,400
	48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900	440,100
	49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500	440,600
	50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100	441,000
	51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600	441,400
	52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
	53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
	54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700	442,600
	55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000	443,000
	56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
	57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
	58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
	59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
	60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
	61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
	62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
	63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
	64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
	65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
	66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
	67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
	68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
	69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
	70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
	71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
	72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000	
	73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200	
	74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500	
	75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800	
	76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	

	77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
	78	251,000	315,700	341,400	386,000		
	79	252,000	316,400	341,900	386,500		
	80	253,000	317,100	342,300	387,100		
	81	253,900	317,400	342,500	387,600		
	82	254,600	317,700	342,800	388,000		
	83	255,600	318,300	343,300	388,400		
	84	256,600	318,600	343,700	388,800		
	85	257,200	319,000	344,000	389,000		
	86	258,000	319,300	344,300	389,200		
	87	258,700	319,700	344,800	389,500		
	88	259,600	320,000	345,200	389,800		
	89	260,200	320,500	345,500	390,000		
	90	261,000	320,900	345,900	390,300		
	91	261,800	321,200	346,300	390,600		
	92	262,600	321,500	346,500	390,800		
	93	263,000	322,000	346,800	391,000		
	94	263,700	322,400		391,300		
	95	264,200	322,600		391,600		
	96	264,900	323,000		391,800		
	97	265,600	323,400		392,000		
	98	266,300	323,800		392,300		
	99	267,000	324,200		392,600		
	100	267,700	324,600		392,800		
	101	268,200	324,800		393,000		
	102	268,700	325,100				
	103	269,100	325,400				
	104	269,600	325,700				
	105	269,800	326,100				
	106	270,000	326,300				
	107	270,300	326,600				
	108	270,600	327,000				
	109	271,000	327,400				
	110	271,300	327,700				
	111	271,700	328,100				
	112	272,000	328,400				
	113	272,300	328,700				
	114	272,600	329,100				
	115	272,900	329,400				
	116	273,300	329,600				
	117	273,600	329,800				
	118	273,900	330,100				
	119	274,300	330,500				
	120	274,700	330,900				
	121	274,900	331,100				
	122	275,100					
	123	275,500					
	124	275,800					
	125	276,000					
	126	276,300					
	127	276,700					
	128	277,100					
	129	277,300					
	130	277,700					
	131	278,100					
	132	278,400					
	133	278,600					
	134	278,900					
	135	279,300					
	136	279,600					
	137	279,800					
	138	280,100					
	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					
	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用 職 員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第一号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第二号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成31年職員給与実態調査の概要	28
第1表 部局別、給料表別職員構成	29
第2表 給料表別人員の推移	29
第3表 給料表別、学歴別職員構成	30
第4表 平均給与月額の前年比較	30
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	31
第6表 給料表別、級別平均経験年数	41
第7表 給料表別年齢構成	42
第8表 扶養手当の支給状況	43
第9表 職員の通勤状況	43
第10表 住居手当の支給状況	45

2 民間給与関係資料

平成31年職種別民間給与実態調査の概要	46
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	47
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	48
第14表 民間における初任給の改定状況	58
第15表 民間における賞与の配分状況	58

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	59
第16表 費目別、世帯人員別標準生計費	60
第17表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	60

4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標	61
-------------	----

1 職員給与関係資料

平成 31 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成 31 年 4 月 1 日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位:人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,409	26	9	13	299	5	3	91	31	166	67	292	3,411
警察職												1,731	1,731
教育職(一)								1,376	687				2,063
教育職(二)										2,824	1,659		4,483
研究職	231				31							20	282
医療職(一)	148												148
医療職(二)	258										2		260
医療職(三)	795											1	796
福祉職	20												20
合計	3,861	26	9	13	330	5	3	1,467	718	2,990	1,728	2,044	13,194

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)
知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位:職員数 人、指数 %)

給料表		年月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月	26年4月	27年4月	28年4月	29年4月	30年4月	31年4月
行政職	職員数		3,288	3,215	3,336	3,348	3,367	3,360	3,397	3,443	3,459	3,411
	指数		96.4	94.3	97.8	98.2	98.7	98.5	99.6	100.9	101.4	100.0
警察職	職員数		1,655	1,647	1,700	1,710	1,697	1,718	1,724	1,730	1,730	1,731
	指数		95.6	95.1	98.2	98.8	98.0	99.2	99.6	99.9	99.9	100.0
教育職(一)	職員数		2,248	2,247	2,246	2,206	2,200	2,191	2,160	2,134	2,100	2,063
	指数		109.0	108.9	108.9	106.9	106.6	106.2	104.7	103.4	101.8	100.0
教育職(二)	職員数		4,686	4,644	4,637	4,636	4,606	4,578	4,575	4,559	4,538	4,483
	指数		104.5	103.6	103.4	103.4	102.7	102.1	102.1	101.7	101.2	100.0
研究職	職員数		291	286	279	270	275	282	290	283	283	282
	指数		103.2	101.4	98.9	95.7	97.5	100.0	102.8	100.4	100.4	100.0
医療職(一)	職員数		137	137	136	144	144	143	146	152	153	148
	指数		92.6	92.6	91.9	97.3	97.3	96.6	98.6	102.7	103.4	100.0
医療職(二)	職員数		276	282	271	285	282	280	274	272	270	260
	指数		106.2	108.5	104.2	109.6	108.5	107.7	105.4	104.6	103.8	100.0
医療職(三)	職員数		683	691	691	705	718	730	790	839	816	796
	指数		85.8	86.8	86.8	88.6	90.2	91.7	99.2	105.4	102.5	100.0
福祉職	職員数		26	25	24	22	18	19	21	21	21	20
	指数		130.0	125.0	120.0	110.0	90.0	95.0	105.0	105.0	105.0	100.0
合計	職員数		13,290	13,174	13,320	13,326	13,307	13,301	13,377	13,433	13,370	13,194
	指数		100.7	99.9	101.0	101.0	100.9	100.8	101.4	101.8	101.3	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人 比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
											男		女	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,450	71.8	337	9.9	621	18.2	3	0.1	3,411	(100.0)	2,315	67.9	1,096	32.1
警察職	1,072	61.9	25	1.4	634	36.6		0.0	1,731	(100.0)	1,563	90.3	168	9.7
教育職(一)	1,914	92.8	67	3.2	81	3.9	1	0.0	2,063	(100.0)	1,160	56.2	903	43.8
教育職(二)	4,381	97.7	102	2.3		0.0		0.0	4,483	(100.0)	1,996	44.5	2,487	55.5
研究職	273	96.8	8	2.8	1	0.4		0.0	282	(100.0)	210	74.5	72	25.5
医療職(一)	148	100.0		0.0		0.0		0.0	148	(100.0)	122	82.4	26	17.6
医療職(二)	185	71.2	74	28.5	1	0.4		0.0	260	(100.0)	110	42.3	150	57.7
医療職(三)	244	30.7	543	68.2	9	1.1		0.0	796	(100.0)	86	10.8	710	89.2
福祉職	12	60.0	8	40.0		0.0		0.0	20	(100.0)	3	15.0	17	85.0
合計	10,679	80.9	1,164	8.8	1,347	10.2	4	0.0	13,194	(100.0)	7,565	57.3	5,629	42.7

(注)「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成31年(A) (円)				平成30年(B) (円)				比 率 (A)／(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	328,764	9,691	5,361	343,816	329,048	9,960	5,416	344,423	99.9	97.3	99.0	99.8
警察職	314,999	11,413	4,708	331,120	314,931	11,245	4,674	330,850	100.0	101.5	100.7	100.1
教育職(一)	391,361	9,778	5,650	406,790	390,961	9,885	5,645	406,491	100.1	98.9	100.1	100.1
教育職(二)	368,419	6,841	5,321	380,580	370,766	6,958	5,367	383,091	99.4	98.3	99.1	99.3
研究職	346,071	8,973	5,074	360,118	349,014	9,544	5,144	363,703	99.2	94.0	98.6	99.0
医療職(一)	482,672	16,264	81,477	580,413	479,716	16,124	81,053	576,894	100.6	100.9	100.5	100.6
医療職(二)	306,887	5,567	4,394	316,848	305,004	5,837	4,397	315,238	100.6	95.4	99.9	100.5
医療職(三)	309,280	3,809	4,395	317,484	304,811	3,613	4,330	312,755	101.5	105.4	101.5	101.5
福祉職	318,660	3,000	4,503	326,163	311,710	2,381	4,397	318,487	102.2	126.0	102.4	102.4
合 計	350,694	8,574	6,076	365,344	351,260	8,675	6,111	366,046	99.8	98.8	99.4	99.8

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」はそれぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
行政職	1									2		2	1			1	4	2	1	1	4	1	1	1	6	2	1		8	47	2
	2									3	2	5	35	13	16	3	29	14	20	9	42	17	14	11	30	25	19	14	29	22	20
	3	1				1			1					1		1		6	11	7	8	21	14	9	12	8	18	12	18	10	11
	4																														
	5																														
	6					1																	1								
	7					1		1																							
	8																		1		2	5	3	3		1	3	1	2	3	4
	9						1		1		1		1	4	2	2	1			2					1	1		1			
	計																														
警察職	1					13			21	2			22	4		1	24		2		18	26	8	1	41	8	2	5	7	1	2
	2																		2	1	24	4	6	3	25	8	8	2	30	8	9
	3										2		2		4		2		3	2	6		2	3	5	3	7	1	10	5	7
	4														1		2				3		2		1		2	1	4		6
	5																											1	1		
	6																														
	7	1																													
	8																														
	9																														2
	計																														
教育職(一)	1																														
	2					13		2	8	3	1	4	8	3	1	1	11	6	4	5	14	1	8	4	18	3	10	2	13	10	11
	3																														
	4																						3	1	1	1	3	1	4	2	3
	計																														
教育職(二)	1																														
	2																50			9	57	15	8	7	63	10	20	7	69	31	16
	3																														
	4																			4	6	35	26	53	32	32	19	14	4	8	3
	計																														

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級	給料表
1	73	6		4	60	9	8	9	56	12	9	1	3	3	5	5	5	3				3		1		2				1	行政
14	25	16	4	4	5	5	5		1				1	1			1										1			2	
24	18	10	20	14	9	14	7	15	18	11	17	18	17	15	5	17	14	21	17	14	19	16	16	10	8	18	13	7	10	3	
	3			1	1	2	1		4	3	3	7	5	9	8	11	12	15	16	10	13	15	26	16	16	21	20	19	20	4	
														1	1	1		1		2	3	2		5	6	11	7	14	13	5	
														1													1	2	3	6	
1								3	30	9	4	3	4	5	1	1		1	1	1										7	
2		1	1	1			3			1																				8	
										1																					
																計															
2	2	2		2	3	2	1	1	3		2	1	4	1				1												1	警察
2	16	6	11	4	15	3	10	4	14	5	14	5	9	6	9	4	13	3	9	6	4	1	1							2	
2	6	3	3	1	9	1	5	4	9	13	20	7	23	8	10	5	10	5	14	5	9	4	9	7	13	3	3		8	3	
	4		2	1	6	3	6	2	4	6	6	12	10	8	9	6	8	7	4	14	5	5	2	9	7	10	13	10	7	4	
	2	1		2		1		4	1	2	1	2	2	5	5	8	4	5	5	10	5	10	5	1	3	3		6	8	5	
						1			1						1	1					1				2				1	6	
																			1		1	2		13	3	2		3	1	7	
														2	3	7		2		3		2								8	
1	3	2							2																					9	
																計															
1					1					1						1					1									1	教育職 (一)
3	11	8	8	8	6	9	8	7	8	14	6	4	12	13	11	17	8	8	8	10	3	9	5	22	6	7	6	4	7	2	
																												2	8	3	
3	3	3	4	3	1				1			2																		4	
																計															
																														1	教育職 (二)
10	65	5	21	16	68	12	27	10	42	23	25	19	36	27	29	28	29	28	28	17	29	28	25	21	32	29	17	25	25	2	
																														3	
3	1	6		1	3		1	1	1																					4	
																計															

給料表	給 級	61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90																													
行政職	1											1																			
	2																														
	3	5	2		1				1	1		1				1	1				1									1	1
	4	21	16	11	21	15	21	7	17	7	3	6	8	10	3	13	2	7	6	3	11	4	4	5	3	2	3	1			2
	5	23	19	19	14	13	14	15	17	12	19	10	17	13	21	18	32	26	17	23	27	42	18	23	15	32	17	25	19	23	29
	6	12	11	14	12	17	5	11	9	7	8	19	10	6	4	10	7	2	5	6	4	3	3	2	1	5	5		2	1	
	7									2																					
	8																														
	9																														
計																															
警察職	1																														
	2																														
	3	2		3	1	2	1	1		3	2	1	2	2	2				1	1	2	1	2								2
	4	11	6	10	3	5	4	9	10	7	1	1	7	3	3		3	4	4	1	1	2	2	5	2	1	1	3	1	2	1
	5	3	6	4	4	4	2	1	6	4	5	5	2	4	1	4	3	1	2	4	2		1	3	4	3	3	3	8	1	5
	6		1	3	2	1	1	1	3	1	2		1		1	1			2		2	2	2	1	2	2	2	2		6	10
	7	2			2	2			1		2	1						1		1					2						
	8																														
	9																														
計																															
教育職(一)	1						1	1				1		4		2	2	2	1	1	1	1	1	3	2	1	1		1	3	
	2	7	10	7	5	13	8	13	11	10	6	8	6	15	9	7	1	6	5	18	5	12	8	15	2	17	5	14	12	17	15
	3	1	3	4	6	2	3	2	2	3		2	1		3	2	1			1		1		1					1		
	4																														
	計																														
教育職(二)	1																														
	2	19	10	22	16	38	12	31	9	30	9	10	9	11	7	22	20	32	25	30	13	28	22	16	22	20	13	18	10	22	16
	3														11	70		10	21	28	6	19	12	12	16	8	4	6	4	3	6
	4																														
	計																														

(単位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	号 級	給 料 表
																														1	行政職
																														2	
1	1	1						1				2							1		1									3	
3		2	1	1	3	1	2	3	1	2	3	3	4	21																4	
25	28	29	5																											5	
2		22																												6	
																														7	
																														8	
																														9	
																															計
																														1	警察職
																														2	
2			1		1	1		1				1		1					1											3	
2		3	1	2	1			1	3		4	1	1		4		2	2	2	2	2	1	4	1	3	5	5	3	4	4	
5	3	4	1	2	3	5	5	2	3	43																				5	
1	5	37																												6	
																														7	
																														8	
																														9	
																															計
3	1	1	1	2		3	1	1		3	1	2		2		3	2	1	2		1	1	1	3						1	教育職(一)
19	7	19	7	18	9	15	5	17	14	14	13	14	8	25	7	10	24	16	27	16	20	7	25	13	29	9	22	14	18	2	
																														3	
																														4	
																															計
																														1	教育職(二)
32	23	16	15	27	6	28	18	36	27	23	27	27	26	31	22	28	23	37	31	27	13	24	12	23	20	33	12	22	15	2	
5	6	3	2	2	1	2	3																							3	
																														4	
																															計

(単位：人)

(注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用
																			366	195,893	1	行政	31
																			475	231,484	2		25
																			626	293,513	3		22
																			559	364,896	4		
																			1,027	391,893	5		
																			234	404,322	6		
																			68	423,703	7		
																			37	452,504	8		
																			19	495,038	9		1
																			3,411	328,764	計		79
																			235	204,311	1	警察	
																			304	244,088	2		
																			323	278,128	3		9
																			420	350,061	4		15
																			277	404,164	5		2
																			102	424,848	6		
																			41	431,780	7		
																			19	448,813	8		
																			10	466,841	9		
																			1,731	314,999	計		26
																			69	306,972	1	教育職	7
		1																	1,906	391,334	2		73
																			49	451,474	3		
																			39	466,472	4		(一)
																			2,063	391,361	計		80
																					1	教育職	
40	60	28	35	14	4	7			1	1									3,970	360,388	2		153
																			260	425,979	3		
																			253	435,270	4		(二)
																			4,483	368,419	計		153

給料表	等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
研究職	1																														
	2				4				3	1			4	1	1		3		2		7	3	2	3	3	4	3	1	5	1	
	3									1		1	3	1	4	2	1	1	3	5	5	2	1	3	1	2	2	1	1	1	2
	4																														
	5																														
	計																														
医療職 (一)	1	2			3				1												1				2						
	2							4	2			1				3	2			6	3										
	3							6	2		1	3	1	1		3	1	1	1	1	2					3			6	3	1
	4																														
	計																														
医療職 (二)	1																														
	2								3				6	2			5	1			7		2		6			2	5	2	4
	3																		3	1	10	3	2		3	2	1	4	4	5	4
	4																									2	2	2		2	3
	5																								1					1	
	6																														
	7																												1		
	計																														
医療職 (三)	1																														
	2										3				19	2	6	1	34	9	15		39	8	4	3	19	8	12	1	13
	3												3	2		8	4	5	5	5	4	6	4	14	5	4	7	7	4	2	
	4																	1	1	4	1	2	4	3	3	4	6	7	8	1	10
	5																	4	4	5	5	4	3	11	4		5	7	4	6	5
	6																														
	7																														
	計																														
福祉職	1																														
	2																														3
	3																														
	4																														
	5																														
	6																														
計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級料	表
																														1	研究職
2	8	2	3		3	3	1		4	1		1						1	1					1						2	
	1	2	1		1		1	1	2	1	1	1	2	2		2			1	2		1	2	1			1	2		3	
																				3						1	1			4	
																														5	
																														1	医療職 (一)
																														2	
	1			1		3	1	1			1		2	2	1	2				1	2	1					1			3	
1		1	3		1		1	2	1	2	2		2	5			1	2	2			2		1		2	1		2	4	
		1																												1	医療職 (二)
	4												1																	2	
7	6	4	4	6	7	2	2		1	1																				3	
1	1			5	3	2		2	1		2		2																	4	
2	1	5		3		2	1			1		1			1	2		1		1	1				1		2	1		5	
																	1	1		3	1	1	1	1		1				6	(三)
																														7	
																														1	福祉職
5	6	7	3	3	8	1						1		2		1	1					1								2	
4		1	3	1	1	3	2	3	2	1			1	2					1								1			3	
8	7	3	2	2	2	3	2	4		1	2	2	2		1	1				1										4	
5	1	6	5	4	2	7	7	3	4	2	1	2	1	1	2	2	3	4	2	6	2	2	3	2	2	3	1	1	1	5	
												1	7	2	1	1	2	1		1		2								6	
		1																												7	
	1				1												1													1	福祉職
1	1		1		1														1		1									2	
				1		1						1																		3	
																										1	1			4	
																														5	
																														6	

[illegible]

(単位：人)

(注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成27年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ～	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料 表	再 任用
																						1		
																				82	252,442	2	研	4
																				167	374,203	3	究	1
																				33	436,360	4	職	
																						5		
																				282	346,071	計		5
																				9	278,156	1		
																				21	379,086	2	医	
																				59	467,948	3	療	
																				59	565,463	4	(一)	
																				148	482,672	計		
																				1	200,200	1		
																				50	221,885	2		
																				82	265,198	3	医	3
																				30	303,360	4	療	
																				84	384,504	5	職	
																				12	410,808	6	(二)	
																				1	421,075	7		
																				260	306,887	計		3
																						1		
																				236	232,246	2		1
																				115	271,930	3	医	2
																				100	305,729	4	療	
4	6	63																		326	373,062	5	職	
																				18	415,518	6	(三)	
																				1	434,157	7		
																				796	309,280	計		3
																				3	235,700	1		
																				9	287,210	2	福	
																				3	339,833	3		
			1																	5	412,340	4	社	
																						5		
																						6	職	
																				20	318,660	計		

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位:年)

給料表 \ 級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男	2.4	6.8	14.6	24.9	28.9	32.2	32.8	34.6	35.7	21.1
	女	2.8	7.4	15.6	24.0	30.5	31.6	30.4	37.0		18.8
	計	2.6	7.0	14.9	24.6	29.4	32.1	32.5	34.9	35.7	20.3
警察職	男	2.8	6.1	11.2	20.5	27.3	31.5	32.5	36.2	36.9	16.8
	女	2.2	6.9	11.2	17.0	22.0					9.0
	計	2.7	6.2	11.2	20.2	27.3	31.5	32.5	36.2	36.9	16.0
教育職(一)	男	14.3	22.4	33.1	35.2						22.9
	女	17.6	21.4	31.9	35.0						21.4
	計	15.7	22.0	32.9	35.2						22.3
教育職(二)	男		17.6	32.0	35.1						20.8
	女		19.0	31.4	35.0						19.7
	計		18.5	31.8	35.1						20.2
研究職	男		5.8	21.2	34.1						19.3
	女		4.2	19.5	32.0						13.5
	計		5.3	20.8	34.0						17.8
医療職(一)	男	3.9	8.8	16.9	31.6						20.9
	女	3.0	9.0	15.9	27.7						18.4
	計	3.8	8.8	16.7	31.0						20.5
医療職(二)	男	4.0	4.4	9.8	13.9	26.4	32.9	35.0			16.2
	女		4.4	10.3	13.8	26.7	33.0				15.7
	計	4.0	4.4	10.1	13.8	26.6	32.9	35.0			15.9
医療職(三)	男		4.6	9.2	14.3	20.0	35.5				11.3
	女		4.7	10.6	14.2	26.0	36.3	36.0			16.6
	計		4.6	10.3	14.2	25.7	36.2	36.0			16.0
福祉職	男		12.0		33.0						19.0
	女	4.7	9.6	16.7	26.3						13.9
	計	4.7	10.1	16.7	27.6						14.7

第7表 給料表別年齢構成

(単位:人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	1	118	241	246	241	298	401	388	381	2,315
	女	3	95	132	145	119	156	204	155	87	1,096
	計	4	213	373	391	360	454	605	543	468	3,411
警察職	男	24	161	236	270	244	178	129	116	205	1,563
	女	12	37	41	31	22	16	9			168
	計	36	198	277	301	266	194	138	116	205	1,731
教育職(一)	男		19	83	115	115	134	172	243	279	1,160
	女		27	67	81	92	152	198	155	131	903
	計		46	150	196	207	286	370	398	410	2,063
教育職(二)	男		88	232	232	203	230	193	351	467	1,996
	女		143	315	279	272	321	304	430	423	2,487
	計		231	547	511	475	551	497	781	890	4,483
研究職	男		5	30	30	23	24	33	35	30	210
	女		7	17	11	9	7	13	8		72
	計		12	47	41	32	31	46	43	30	282
医療職(一)	男			1	7	19	22	11	21	41	122
	女				1	4	8	2	5	6	26
	計			1	8	23	30	13	26	47	148
医療職(二)	男		5	14	35	14	9	11	9	13	110
	女		4	23	49	20	13	13	17	11	150
	計		9	37	84	34	22	24	26	24	260
医療職(三)	男		7	25	14	19	14	1	4	2	86
	女		67	118	109	132	81	68	57	78	710
	計		74	143	123	151	95	69	61	80	796
福祉職	男				1	1			1		3
	女			3	4	4	2	3	1		17
	計			3	5	5	2	3	2		20
合 計	男	25	403	862	950	879	909	951	1,168	1,418	7,565
	女	15	380	716	710	674	756	814	828	736	5,629
	計	40	783	1,578	1,660	1,553	1,665	1,765	1,996	2,154	13,194

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数 区 分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人	1,703	468
2 人	1,920	502
3 人	1,229	665
4 人	331	255
5 人	40	35
6 人以上	10	9
計	5,233	1,934

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養 親族数	0.9	1.2	0.9	0.6	0.9	1.7	0.5	0.4	0.3	0.8

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自 転 車	原 動 機 付 自 転 車 等	自 動 車	小 計 (B)		
知事部局	3,861	442	209	6	2,209	2,424	189	3,055
各種委員会	386	61	19		245	264	30	355
県立学校	2,185	12	16	1	1,974	1,991	4	2,007
小・中学校	4,718	4	8		4,078	4,086	2	4,092
警察本部	2,044	120	56	7	1,360	1,423	45	1,588
計	13,194	639	308	14	9,866	10,188	270	11,097

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)		部局 交通用具	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
距離	2以上 3未満	自転車	127	11	7	4	24	173
		原動機付自転車	2				1	3
		自動車	166	10	102	414	150	842
	3 ～ 4	自転車	58	5	1	1	22	87
		原動機付自転車	3				2	5
		自動車	203	13	147	409	146	918
	4 ～ 5	自転車	14	3	3		5	25
		原動機付自転車					1	1
		自動車	145	22	141	361	110	779
	5 ～ 6	自転車	5		1	2		8
		原動機付自転車	1				1	2
		自動車	112	15	143	365	96	731
	6 ～ 8	自転車	1		2	1	3	7
		原動機付自転車			1			1
		自動車	176	31	202	591	142	1,142
	8 ～ 10	自転車	2		1		1	4
		原動機付自転車						
		自動車	199	20	179	478	136	1,012
	10 ～ 12	自転車	1					1
		原動機付自転車						
		自動車	137	25	177	353	91	783
	12 ～ 14	自転車						
		原動機付自転車						
		自動車	137	18	148	231	87	621
	14 ～ 16	自転車			1			1
		原動機付自転車					1	1
		自動車	123	17	125	212	61	538
	16 ～ 18	自転車						
		原動機付自転車						
		自動車	125	12	120	165	48	470
	18 ～ 20	自転車						
		原動機付自転車						
		自動車	76	12	68	112	44	312
	20 ～ 22	自転車	1					1
		原動機付自転車						
		自動車	94	7	71	107	35	314
22 ～ 24	自転車							
	原動機付自転車					1	1	
	自動車	76	8	60	79	31	254	
24 ～ 26	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車	48	8	54	63	32	205	
26 ～ 28	自転車							
	原動機付自転車							
	自動車	48	5	41	38	62	194	
28 ～ 30	自転車					1	1	
	原動機付自転車							
	自動車	64	1	37	26	26	154	

区分(km)	知事 部局	各種 委員会	県立 学校	小・中 学校	警察 本部	計
30 ～ 32	58	6	34	28	19	145
32 ～ 34	37	2	20	14	10	83
34 ～ 36	29	2	26	11	5	73
36 ～ 38	19	4	17	6	5	51
38 ～ 40	17		10	1	4	32
40 ～ 42	13	2	12	3	2	32
42 ～ 44	20	2	10	5	3	40
44 ～ 46	15	1	9	1	3	29
46 ～ 48	13	1	5	1	1	21
48 ～ 50	5		3	1	3	12
50 ～ 52	1		3		1	5
52 ～ 54	4		3		1	8
54 ～ 56	8		1	1	2	12
56 ～ 58	8		2	1		11
58 ～ 60	8		1	1	2	12
60 ～	25	1	3		2	31
計	209	19	16	8	56	308
	6		1		7	14
	2,209	245	1,974	4,078	1,360	9,866

第 10 表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受 給 者 数	(内 訳)			借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間			
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者	
行政職	492	1	178	313	25,604
警察職	188		59	129	25,788
教育職(一)	292	2	81	209	25,893
教育職(二)	711	2	302	407	25,472
研究職	67		29	38	25,909
医療職(一)	49		4	45	26,682
医療職(二)	43		12	31	26,221
医療職(三)	177		70	107	25,620
福祉職	6		1	5	26,750
計	2,025	5	736	1,284	25,671

2 民間給与関係資料

平成 31 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成 31 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 413 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記（3）のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により 10 層に層化し、統計的手法に則って各層から 116 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 306 人（うち行政職に相当する調査実人員 256 人）、初任給関係以外の調査職種 4,671 人（うち行政職に相当する調査実人員 4,238 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、24,788 人であり、行政職に相当するものは 19,585 人である。

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		109	34	52	23
農業、林業、漁業		0	0	0	0
鉱業、建設業		12	5	3	4
製造業		55	14	30	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業		13	4	7	2
卸売・小売業		2	1	1	0
金融・保険業、不動産業		3	3	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業		24	7	11	6

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が7事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	190,128	189,345	191,093	189,857
	短 大 卒	172,154	161,275	176,952	175,900
	高 校 卒	161,308	158,914	158,823	170,050
新 卒 技 術 者	大 学 卒	198,602	206,437	197,089	187,833
	短 大 卒	169,899	—	174,000	165,000
	高 校 卒	158,874	162,100	159,035	156,483
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	195,670	196,967	195,786	189,250
	短 大 卒	171,754	161,275	176,176	173,720
	高 校 卒	159,558	160,461	158,986	161,910

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第 13 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
事務・技術関係職種	支店長	5	57.5	747,142	655	746,487	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	58.5	630,196	1,081	629,115	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	58.5	777,034	500	776,534	
	工場長	6	56.2	660,803	0	660,803	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	55.7	655,981	0	655,981	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	事務部長	68	53.5	552,321	2,232	550,089	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	42	52.7	571,853	896	570,957	
	短大卒	2	55.5	590,200	50,705	539,495	
	高校卒	24	54.6	518,167	390	517,777	
	技術部長	114	52.7	622,970	2,383	620,587	同上
	大学卒	78	51.9	644,283	1,943	642,340	
	短大卒	12	55.0	617,707	5,941	612,216	
	高校卒	23	54.5	568,686	2,362	566,324	
	中学卒	x	x	x	x	x	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる 部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
	事務部次長	29	52.0	511,357	23,101	488,256	
	大学卒	16	51.0	486,960	345	486,615	
	短大卒	7	50.4	546,458	53,926	492,532	
	高校卒	6	56.3	520,900	34,454	486,446	同上
	技術部次長	26	50.8	506,622	489	506,133	
	大学卒	13	48.9	501,117	979	500,138	
	短大卒	3	52.0	485,166	0	485,166	
	高校卒	10	52.8	519,826	0	519,826	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	事務課長	169	50.0	480,222	8,823	471,399	
	大学卒	99	49.4	497,141	3,407	493,734	
	短大卒	17	48.7	425,487	17,359	408,128	
	高校卒	53	51.6	468,854	15,412	453,442	同上
	技術課長	296	49.3	503,072	7,868	495,204	
	大学卒	131	47.9	522,062	8,416	513,646	
	短大卒	25	50.0	518,564	4,553	514,011	
	高校卒	74	50.9	474,288	7,975	466,313	

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
事務・技術関係職種	事務課長代理	83	46.8	465,714	33,691	432,023	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長一係長間)
	大学卒	50	44.4	498,793	40,152	458,641	
	短大卒	10	49.3	404,416	25,668	378,748	
	高校卒	23	50.7	426,704	23,907	402,797	
	技術課長代理	21	47.9	432,613	29,015	403,598	同上
	大学卒	16	46.8	429,189	27,206	401,983	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	4	50.1	427,273	21,178	406,095	
	事務係長	226	47.2	416,629	52,696	363,933	・ 係の長 ・ 係長級専門職
	大学卒	89	44.4	410,922	56,264	354,658	
	短大卒	40	48.3	389,812	44,992	344,820	
	高校卒	95	49.4	437,979	53,653	384,326	
	中学卒	2	47.5	260,922	16,661	244,261	同上
	技術係長	404	48.4	486,397	72,940	413,457	
	大学卒	179	46.7	503,032	75,651	427,381	
	短大卒	42	47.6	478,485	63,322	415,163	
	高校卒	183	50.1	472,629	72,467	400,162	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長一係員間)
	事務主任	183	42.5	329,726	37,225	292,501	
	大学卒	82	40.3	334,095	40,118	293,967	
	短大卒	32	42.4	339,662	50,960	288,702	
	高校卒	69	45.3	319,100	26,515	292,585	同上
	技術主任	356	42.7	424,049	58,616	365,433	
	大学卒	126	41.9	418,661	52,978	365,683	
	短大卒	29	42.1	456,089	74,287	381,802	
	高校卒	200	43.1	422,271	59,008	363,263	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長一係員間)
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係員	1,001	37.1	300,946	31,887	269,059	
	大学卒	477	33.8	307,267	33,920	273,347	
	短大卒	153	39.5	278,784	24,409	254,375	同上
	高校卒	367	41.1	300,995	32,151	268,844	
	中学卒	4	38.9	271,634	13,164	258,470	
	技術係員	1,251	34.1	340,927	53,086	287,841	
	大学卒	597	30.1	337,534	60,607	276,927	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長一係員間)
	短大卒	133	34.8	336,660	51,327	285,333	
	高校卒	518	38.8	346,193	44,345	301,848	
	中学卒	3	55.0	331,473	8,307	323,166	

(注) 1 「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(係長－係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

(2) 規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	5	57.5	747,142	655	746,487	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	58.5	630,196	1,081	629,115	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	2	58.5	777,034	500	776,534	
工場長	5	57.0	662,064	0	662,064	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	56.5	655,444	0	655,444	
短大卒	x	x	x	x	x	
事務部長	24	54.3	669,934	70	669,864	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	20	53.9	674,412	85	674,327	
高校卒	4	56.2	649,332	0	649,332	
技術部長	55	53.1	740,043	0	740,043	同上
大学卒	44	52.4	762,409	0	762,409	
短大卒	5	54.9	687,943	0	687,943	
高校卒	6	56.1	630,256	0	630,256	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	15	52.0	512,810	0	512,810	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
大学卒	11	51.5	494,596	0	494,596	
短大卒	2	50.0	607,016	0	607,016	
高校卒	2	56.0	525,400	0	525,400	
技術部次長	19	51.0	519,876	728	519,148	同上
大学卒	10	48.0	505,323	1,429	503,894	
短大卒	2	52.5	496,000	0	496,000	
高校卒	7	54.6	546,147	0	546,147	
事務課長	77	50.0	564,150	4,186	559,964	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	56	49.0	563,882	3,104	560,778	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	20	53.0	566,935	7,405	559,530	
技術課長	204	50.1	539,764	4,428	535,336	同上
大学卒	108	48.5	562,467	4,091	558,376	
短大卒	18	51.2	583,112	1,959	581,153	
高校卒	78	51.9	499,466	5,434	494,032	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額		(A－B)	備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)		
事務・技術関係職種	事務課長代理	42	44.5	508,246	55,083	453,163	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長一係長間)
	大学卒	31	42.6	529,991	63,516	466,475	
	短大卒	2	47.0	451,920	53,115	398,805	
	高校卒	9	51.2	441,320	24,418	416,902	
	技術課長代理	17	48.5	459,570	31,168	428,402	同上
	大学卒	14	47.3	455,084	31,812	423,272	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	3	53.3	477,961	28,527	499,434	
	事務係長	104	48.9	492,464	64,994	427,470	・ 係の長 ・ 係長級専門職
	大学卒	37	45.4	468,824	67,710	401,114	
	短大卒	10	51.0	473,748	64,410	409,338	
	高校卒	57	50.9	510,980	63,316	447,664	
	中学卒	－	－	－	－	－	同上
	技術係長	281	49.9	520,137	80,467	439,670	
	大学卒	114	48.3	549,082	85,483	463,599	
	短大卒	25	48.7	512,864	77,199	435,665	
	高校卒	142	51.3	498,727	77,095	421,632	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長一係員間)
	事務主任	70	44.0	358,987	33,375	325,612	
	大学卒	29	41.5	359,878	38,132	321,746	
	短大卒	9	50.0	381,970	43,195	338,775	
	高校卒	32	44.6	352,117	26,575	325,542	同上
	技術主任	273	43.4	445,473	61,573	383,900	
	大学卒	80	43.9	453,591	56,440	397,151	
	短大卒	22	42.6	474,732	74,077	400,655	
	高校卒	170	43.4	438,680	61,714	376,966	x x x x x
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係員	413	36.6	340,363	40,363	300,000	
	大学卒	208	32.5	331,136	40,229	290,907	
短大卒	49	40.8	327,249	34,101	293,148		
高校卒	153	42.6	361,872	43,112	313,760		
中学卒	3	41.6	294,333	16,770	277,563		
技術係員	777	34.0	353,375	55,949	297,426		
大学卒	302	29.0	349,450	66,120	283,330		
短大卒	59	33.3	360,869	54,557	306,312		
高校卒	413	38.9	356,523	46,259	310,264		
中学卒	3	55.0	331,473	8,307	323,166		

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	工場長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	36	54.2	493,028	3,296	489,732	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	53.7	485,165	600	484,565	
	短大卒	2	55.5	590,200	50,705	539,495	
	高校卒	19	54.5	488,999	483	488,516	
	技術部長	47	52.2	543,554	3,988	539,566	同上
	大学卒	29	51.5	533,606	4,618	528,988	
	短大卒	6	54.4	572,804	0	572,804	
	高校卒	12	52.8	554,060	4,316	549,744	
	中学卒	—	—	—	—	—	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
	事務部次長	11	52.2	509,746	51,212	458,534	
	大学卒	3	50.5	402,542	0	402,542	
	短大卒	5	50.5	531,931	66,862	465,069	
	高校卒	3	56.9	553,692	62,709	490,983	同上
	技術部次長	7	50.3	479,488	0	479,488	
	大学卒	3	51.0	491,960	0	491,960	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	49.2	469,063	0	469,063	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	事務課長	82	50.4	426,712	11,755	414,957	
	大学卒	35	50.4	430,226	3,554	426,672	
	短大卒	15	49.1	427,276	19,347	407,929	
	高校卒	32	51.1	422,860	16,737	406,123	同上
	技術課長	75	47.2	425,019	12,594	412,065	
	大学卒	41	46.3	428,629	15,962	412,667	
	短大卒	9	47.1	429,732	4,499	425,233	
	高校卒	25	48.7	417,984	11,294	406,690	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
事務・技術関係職種	事務課長代理	30	50.1	371,151	50,251	320,900	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長－係長間)
	大学卒	8	49.9	384,831	54,581	330,250	
	短大卒	8	47.7	374,184	44,908	329,276	
	高校卒	14	48.1	353,134	49,634	303,500	
	技術課長代理	4	46.0	333,583	21,108	312,475	同上
	大学卒	2	44.0	276,250	0	276,250	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	100	46.0	371,151	50,251	320,900	・ 係の長 ・ 係長級専門職
	大学卒	43	43.3	384,831	54,581	330,250	
	短大卒	26	47.7	374,184	44,908	329,276	
	高校卒	30	48.1	353,134	49,634	303,500	
	中学卒	x	x	x	x	x	同上
	技術係長	113	44.8	409,551	55,077	354,474	
	大学卒	64	43.6	418,536	58,001	360,535	
	短大卒	14	46.7	423,247	34,577	388,670	
	高校卒	35	46.2	390,347	57,528	322,819	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	事務主任	85	41.6	315,109	40,386	274,723	
	大学卒	40	40.2	319,609	38,812	280,797	
	短大卒	19	39.7	330,475	61,212	269,263	
	高校卒	26	45.3	294,945	26,028	268,917	同上
	技術主任	72	39.1	329,826	46,083	283,743	
	大学卒	41	37.7	344,820	46,993	297,827	
	短大卒	5	40.3	381,660	71,189	310,471	
	高校卒	26	40.8	301,812	40,713	261,099	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	448	37.2	266,076	25,515	240,561	
	大学卒	194	34.6	270,830	26,010	244,820	
短大卒	81	38.3	260,193	22,013	238,180	同上	
高校卒	172	39.5	263,815	26,705	237,110		
中学卒	－	－	－	－	－		
技術係員	416	34.3	305,547	44,323	261,224		
大学卒	279	32.7	310,491	47,442	263,049	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)	
短大卒	61	36.0	313,130	48,905	264,225		
高校卒	76	38.8	279,268	27,924	251,344		
中学卒	－	－	－	－	－		

(4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
事務部長	8	48.1	513,564	3,064	510,500	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	7	47.7	500,966	3,502	497,464	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
技術部長	12	53.3	488,096	5,177	482,919	同上
大学卒	5	50.4	442,042	0	442,042	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	5	57.0	537,650	0	537,650	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務部次長	3	51.3	512,013	1,667	510,346	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長－課長間)
大学卒	2	49.5	570,344	2,500	567,844	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
技術部次長	-	-	-	-	-	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	10	46.7	379,920	14,580	365,340	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	8	47.1	389,218	4,601	384,617	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
技術課長	17	49.1	420,638	25,871	394,767	同上
大学卒	5	48.2	428,943	38,692	390,251	
短大卒	2	52.5	359,116	27,786	331,240	
高校卒	10	49.1	428,790	19,060	409,730	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
事務・技術関係職種	事務課長代理	11	44.7	492,125	3,404	488,721	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長－係長間)
	大学卒	11	44.7	492,125	3,404	488,721	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	－	－	－	－	－	同上
	大学卒	－	－	－	－	－	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	22	46.4	336,253	15,404	320,849	・ 係の長 ・ 係長級専門職
	大学卒	9	46.1	337,085	24,332	312,753	
	短大卒	4	47.8	337,297	6,863	330,434	
	高校卒	8	45.6	344,201	11,557	332,644	
	中学卒	x	x	x	x	x	同上
	技術係長	10	43.5	352,558	52,551	300,007	
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	3	42.3	429,319	76,919	352,400	
	高校卒	6	44.5	326,284	49,125	277,159	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	事務主任	28	42.6	318,783	34,396	284,387	
	大学卒	13	38.2	338,028	48,490	289,538	
	短大卒	4	43.8	314,774	7,327	307,447	
	高校卒	11	47.4	297,497	27,584	269,913	同上
	技術主任	11	40.7	331,730	42,434	289,296	
	大学卒	5	38.6	329,553	32,883	296,720	
	短大卒	2	39.5	323,463	86,573	236,890	
	高校卒	4	44.0	338,584	32,367	306,217	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	140	38.7	278,179	23,393	254,786	
	大学卒	75	36.1	315,223	31,797	283,426	
	短大卒	23	41.1	235,825	10,901	224,924	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	高校卒	42	42.7	226,404	13,226	213,178	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係員	58	36.5	242,042	35,976	206,066	
	大学卒	16	33.5	255,264	37,162	218,102	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長－係員間)
	短大卒	13	41.7	249,944	35,538	214,406	
	高校卒	29	35.7	231,056	35,527	195,529	
	中学卒	－	－	－	－	－	

2 その他の職種

規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A－B)	
技能・ 職種 労働 関係	電話交換手	人	歳	円	円	円	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—	
	守衛	x	x	x	x	x	
	用務員	—	—	—	—	—	
研究 関係 職種	研究所長	5	42.4	469,304	0	469,304	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	4	41.5	452,533	48,434	404,099	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	7	33.4	389,029	56,058	332,971	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	15	27.1	279,211	23,340	255,871	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医療 関係 職種	病院長	x	x	x	x	x	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	x	x	x	x	x	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	—	—	—	—	—	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	33	47.4	1,235,627	144,553	1,091,074	
	歯科医師	—	—	—	—	—	
	薬局長	x	x	x	x	x	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	15	41.8	415,838	19,567	396,271	
	診療放射線技師	21	42.3	391,185	14,504	376,681	
	臨床検査技師	19	43.8	353,582	16,982	336,600	
	栄養士	16	34.1	353,582	16,982	336,600	
	理学療法士	40	35.2	302,139	5,936	296,203	
	作業療法士	42	34.8	299,986	4,172	295,814	
	総看護師長	x	x	x	x	x	部下に看護師長5人以上
	看護師長	17	53.7	451,171	28,719	422,452	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	93	40.8	386,257	26,899	359,358	
	准看護師	27	51.3	341,764	62,426	279,338	
教育 関係 職種	大学 学長	2	62.0	897,050	0	897,050	
	大学 教授	14	61.8	582,504	0	582,504	
	大学 准教授	9	52.2	438,605	0	438,605	
	大学 講師	13	51.9	463,485	0	463,485	
	大学 助教	11	38.3	339,383	0	339,383	
	大学 助手	—	—	—	—	—	
	高校 校長	x	x	x	x	x	
	高校 教頭	2	57.5	572,670	0	572,670	
	高校 教諭	22	49.0	488,991	3114	485,877	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7 級			支店長、工場長、 部長、部次長
6 級	課長代理	課長	
5 級			課長
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：％)

学歴	項目	採用あり	初任給の改定状況		
			増 額	据置き	減 額
大 学 卒		32.2	(42.4)	(57.6)	(0.0)
高 校 卒		29.8	(36.1)	(63.9)	(0.0)

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における賞与の配分状況

(単位：％)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
41.6	58.4	49.2	50.8

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における平成 30 年 5 月から平成 31 年 4 月までの費目別平均支出金額（世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 30 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第16表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,040 円	41,040 円	50,820 円	60,590 円	70,360 円
住居関係費	49,330	39,580	42,620	45,670	48,710
被服・履物費	1,910	5,390	5,990	6,590	7,180
雑費 I	26,130	23,180	39,380	55,580	71,780
雑費 II	7,060	16,560	20,120	23,670	27,230
合 計	110,470	125,750	158,930	192,100	225,260

その2 全 国

【令和元年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,020 円	41,010 円	50,770 円	60,530 円	70,300 円
住居関係費	48,300	38,750	41,730	44,720	47,700
被服・履物費	2,430	6,850	7,620	8,380	9,140
雑費 I	35,120	31,160	52,940	74,700	96,490
雑費 II	8,320	19,520	23,710	27,900	32,090
合 計	120,190	137,290	176,770	216,230	255,720

第17表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.502	0.622	0.742	0.861
住居関係費	0.755	0.814	0.872	0.930
被服・履物費	0.476	0.529	0.582	0.635
雑費 I	0.217	0.369	0.520	0.672
雑費 II	0.301	0.366	0.430	0.495

4 労働経済関係資料

第18表 労働経済指標

年 月 項 目				平成 3 0 年										平成 3 1 年			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
民間給与・労働時間 （厚生労働省毎月勤労統計調査）	全 産 業	現金給与総額	全 国	金 額（円）	308,597	309,570	546,531	431,833	304,527	301,470	304,581	323,513	690,337	304,729	296,304	318,496	311,069
				前年同月比（％）	0.3	2.2	3.0	1.4	1.2	0.8	1.9	1.8	1.6	0.2	△0.1	△1.1	0.1
			福 井 県	金 額（円）	292,607	282,378	514,061	401,770	291,503	291,400	279,937	303,447	668,076	280,941	279,629	301,397	290,192
				前年同月比（％）	0.1	0.0	△3.0	5.7	0.8	0.1	△1.3	△0.6	0.9	5.2	△0.2	△0.2	△0.8
		きまって支給する給与	全 国	金 額（円）	296,574	292,656	295,074	294,714	293,748	293,767	296,513	298,748	297,599	291,892	292,809	295,281	299,489
				前年同月比（％）	0.6	1.2	1.3	1.2	1.5	0.9	1.7	1.4	0.9	0.0	0.3	△0.1	0.3
			福 井 県	金 額（円）	282,266	280,223	281,649	278,109	278,552	277,885	279,467	279,077	275,202	278,657	277,399	282,921	282,931
				前年同月比（％）	0.0	0.4	△0.5	△1.6	△1.4	△1.4	△1.3	△2.2	△2.7	6.4	0.6	1.6	0.3
	製 造 業	きまって支給する給与	全 国	金 額（円）	329,805	323,987	328,490	328,372	325,828	328,457	330,442	333,107	331,060	323,903	328,110	329,944	332,272
				前年同月比（％）	1.2	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2	1.6	1.6	0.7	0.5	0.4	0.6	0.6
			福 井 県	金 額（円）	297,708	291,239	293,697	291,151	287,447	291,495	294,116	291,689	287,589	282,932	284,760	282,594	289,994
				前年同月比（％）	△2.5	△3.9	△4.7	△6.0	△6.0	△5.3	△5.0	△6.5	△7.8	△2.5	△3.0	△2.5	△2.5
	全 産 業	総実労働時間数	全 国	(時間)	150.9	146.6	152.7	150.9	145.9	143.7	150.4	153.6	146.0	136.6	142.1	144.1	148.7
				うち所定外労働時間数 (時間)	13.0	12.4	12.4	12.4	11.7	12.3	13.0	13.1	12.8	12.1	12.5	12.8	13.1
			福 井 県	(時間)	160.3	154.9	164.3	158.8	155.2	154.7	158.9	162.7	152.7	144.7	151.4	154.3	157.5
				うち所定外労働時間数 (時間)	14.8	14.4	14.7	14.1	13.2	13.8	14.9	14.6	13.6	13.1	13.0	14.0	13.3
生計費（総務省家計調査）	消費支出（全世帯）	全 国	金 額（円）	294,439	281,307	267,641	283,387	292,481	271,273	290,396	281,041	329,271	296,345	271,232	309,274	301,136	
			（集計世帯数 7,616）	前年同月比（％）	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	1.5	4.3	0.9	2.7	1.3	2.2	2.3	2.1	2.7	2.3
		福 井 市	金 額（円）	262,725	272,002	239,243	268,547	333,409	258,649	350,958	310,792	329,946	271,985	313,646	271,972	284,358	
			（集計世帯数 95 ）	前年同月比（％）	△ 5.8	7.6	△ 8.8	3.3	21.0	1.8	28.3	20.9	5.0	1.7	41.9	△ 4.8	8.2
消費者物価指数 （総務省）		全 国	前年同月比（％）	0.6	0.7	0.7	0.9	1.3	1.2	1.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.5	0.9	
		福 井 市	前年同月比（％）	0.7	0.8	0.8	1.0	1.4	1.4	1.7	0.8	0.4	0.0	0.4	0.7	0.9	
完全失業率 （総務省）		全 国	(％)	2.5	2.3	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.4	2.5	2.3	2.5	2.4	
		福 井 県	(％)	1.4			1.6			1.2			1.2			1.4	
有効求人倍率 (厚生労働省)		全 国	(倍)	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	1.63	
		福 井 県	(倍)	2.05	2.07	2.09	2.11	2.12	2.10	2.08	2.07	2.08	2.12	2.18	2.14	2.09	
鉱工業生産指数 (福井県政策統計・情報課)		全 国	前年同月比（％）	1.9	3.5	△1.5	2.4	0.6	△ 2.5	4.2	1.9	△ 2.0	0.7	△ 1.1	△ 4.3	△ 1.1	
		福 井 県	前年同月比（％）	6.0	2.0	3.6	3.8	△ 0.3	△ 3.7	△ 1.1	△ 1.2	△ 3.5	△ 4.2	△ 0.2	△ 3.8	△ 10.1	

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
2 消費支出についての集計世帯数は、平成30年4月から平成31年4月までの1か月平均を示す。
3 福井県の平成31年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。